

しやうなん

Vol. **53**
JANUARY.2023



▲三丘ゆめ広場 学びの椅子

- 新春対談（平岡法人会会長 vs 小松税務署長）
- 写真で見る法人会活動
- 税制改正要望活動



めざします。企業の繁栄と社会への貢献

公益社団法人 **徳山周南法人会**

山口県周南市月丘町3丁目5番地 / 〒745-0062
TEL0834-31-6150 FAX0834-31-6195
E-mail: hojinkai@gaea.ocn.ne.jp

会員増強運動推進中！
入りませんか、法人会へ



第11回 税に関する 絵はがきコンクール

(敬称:略)



周南租税教育推進協議会会長賞
桐浜小学校 久保 咲乃



中国税理士会 徳山支部長賞
中村小学校 柳 瑠那



徳山間税会会長賞
公集小学校 村田 心花



周南地区納税貯蓄組合 連合会会長賞
中村小学校 山根 新



徳山地区青色申告会 連合会会長賞
富田東小学校 田中 葵



徳山税務署長賞
公集小学校 川崎 胡桃



徳山周南法人会会長賞
下松小学校 三吉 希依



徳山周南法人会青年部会長賞
下松小学校 古吉 陽葵



徳山周南法人会女性部会長賞
公集小学校 上杉 心愛

【最優秀賞】
公集小学校 重安 紅亜



通石小学校 山下 莉央



桐浜小学校 林 劇



富田東小学校 坂本 実咲



富田東小学校 寺崎 莉緒



豊野小学校 藤井 花穂



豊野小学校 村木 萌々花



下松小学校 木原 唯



下松小学校 櫻井 美英



下松小学校 杉野 芽泉



下松小学校 鈴木 穂佳



下松小学校 山田 瑠真



公集小学校 伊藤 志麻



公集小学校 大野 萌佳



公集小学校 小田 虹美



公集小学校 重田 つぐみ



下松小学校 徳永 杏香



下松小学校 中川 友希



下松小学校 平山 こごあ



下松小学校 藤井 心香



下松小学校 馬場 柚夢



下松小学校 山田 瑠真



公集小学校 高松 みなみ



公集小学校 坪井 杏莉



公集小学校 永広 果奈



公集小学校 松村 晴香



公集小学校 松本 優



公集小学校 矢島 春陽



公集小学校 善本 唯



中村小学校 井上 莉珠澪



中村小学校 田邊 莉杏



中村小学校 中谷 恵麻



中村小学校 中谷 恵麻



2023 CALENDAR

1 JANUARY	2 FEBRUARY	3 MARCH	4 APRIL	5 MAY	6 JUNE
SUN MON TUE WED THU FRI SAT 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	SUN MON TUE WED THU FRI SAT 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	SUN MON TUE WED THU FRI SAT 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	SUN MON TUE WED THU FRI SAT 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	SUN MON TUE WED THU FRI SAT 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	SUN MON TUE WED THU FRI SAT 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
7 JULY	8 AUGUST	9 SEPTEMBER	10 OCTOBER	11 NOVEMBER	12 DECEMBER
SUN MON TUE WED THU FRI SAT 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	SUN MON TUE WED THU FRI SAT 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	SUN MON TUE WED THU FRI SAT 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	SUN MON TUE WED THU FRI SAT 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	SUN MON TUE WED THU FRI SAT 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	SUN MON TUE WED THU FRI SAT 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31



公益社団法人 徳山周南法人会

〒745-0062 周南市月丘町3丁目5番地 第二岡寺ビル401号
TEL:0834-31-6150 FAX:0834-31-6195
E-mail: hojinkai@gaea.ocn.ne.jp

新春対談

(公社)徳山周南法人会
会長 平岡英雄

徳山税務署
署長 小松和男

司会 新年あけましておめでとうございます。
全員 おめでとうございます。
司会 広報委員会では、本年も広報誌「しゅうなん」に、徳山税務署の小松署長と徳山周南法人会の平岡会長との新春対談を企画いたしました。広報委員長の河村が司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
全員 よろしくお祈りします。
司会 さて、早速ですが、小松署長の自己紹介をお願いできませんか。
署長 出身は皆さんもなじみのある隣の防府市ですが、現在は自宅のある広島県安芸郡府中町から通勤しています。令和元年7月から1年間、山陽小野田市の厚狭税務署に勤務していましたので、この度の異動で二度目の山口県勤務となりました。周南市は広島からのアクセスが良く、単身赴任することなく快適な新幹線通勤をしています。
前任は広島国税局調査査察部査察管理課長として、いわゆる「マルサ」の事務運営を指揮する仕事をしていました。この部署は、適正な申告と納付を行う納税者の課税の公平を確保するため、故意に不正な手段で税金を逃れた者を厳しく追及し、特に悪質な脱税をした者に対しては、査察調査という特別な調査を行い、税金を納めるだけでなく、懲役又は罰金という刑罰を科すための仕事を行っています。
司会 徳山税務署管内の印象はいかがでしょう。
署長 徳山税務署管内は大企業が多く、大企業の税

務相談や調査などを行う調査課に9年間在籍していたこともあり、こちらの地域には調査や研修などでよく来ていましたので、感慨深いものがあります。

周南市は石油コンビナート群による化学系製品の製造が盛んで、帰宅の際には夜の工場夜景を新幹線から眺めています。また、下松市は鉄道車両を筆頭にもものづくりが盛んであるほか、牛骨ラーメンで有名な印象があります。こちらに来てからも食べに行き、とても美味しく頂きました。

司会 平岡会長、この一年特に印象に残ったことはありますか。

会長 私が法人会会長に就任してから今年の6月で丸二年となりますが、その間、多くの法人会の方々や国税局、税務署の方々にも非常にご協力をいただき大変心強く感じています。昨年は法人会の全国大会にも初めて参加し、改めて法人会活動の大きさと重要性を感じました。単位会の活動でも講演会や研修会を開催でき、会員の皆さんと懇親会で談笑できる機会も増えて嬉しく感じました。とはいえ、未だコロナ禍が続き、ウクライナでの戦火も終わらぬ不安な世の中ですが、とにかくまず行動することで少しでも明るい話題を法人会から提供していきたいと思えます。

司会 小松署長はいかがでしょう。

署長 令和4年も引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた一年でしたが、国税庁



も世の中の動向と同様に感染症対策をしつつも行動制限から社会経済活動重視へ方向転換し、「新しい生活様式」の中で、確定申告や調査事務などを従来の活動レベルに戻そうと業務運営に当たっています。

法人会もその中で、租税教育活動や、献血などの社会貢献活動に積極的に取り組まれました。特に租税教育活動においては、三年振りに実施した「租税作品の合同表彰式」では司会進行を務めていただくなど、税務関係民間団体の中でも中心的役割を担っていて、印象に残っております。法人会会員のエネルギーな活動に私たちが感化されている次第です。

会長 当会では、青年部会や女性部会が協力して活発に活動しています。「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」で小中学生と接する他にも、昨年は「税金クイズ」や「こどもっちゃ！商店街」が再開され活躍の場が戻ってきました。引き続き租税教育にも力を入れてまいります。活動に参加する会員も着実に増えていますが、こういった人と人との繋がりを広めることに法人会の大きな意味があると思っています。

司会 ところで、DX協議会が発足して半年が経過しますが、

署長 昨年の5月に徳山税務署管内の国・県・市の行政機関、徳山周南法人会をはじめとした関係民間団体、中国税理士会徳山支部、商工会議所、商工会、金融機関を構成員とした「周南・下松地区DX推進協議会」が発足し、市民の皆様に納税などの各種手続きのデジタル化を推進する活動をしています。昨年12月9日には「キャッシュレス納付共同推進宣言式」を行い、税金のキャッシュレス納付を推進していくことを決定しました。感染症拡大の中、キャッシュレス納付は非対面で納税ができるほか、現金管理のコスト縮減にもつながるなどの多くのメリットがあります。

国税ではキャッシュレス納付の手段として、「ダイレクト納付」、「振替納税」、「インターネットバンキング納付」、「クレジットカード納付」のほか、昨年12月1日からは、「スマホアプリ

納付（6種類のPay払い（〇〇ペイ）」が可能になりました。積極的な利用をお願いします。

また、まもなく確定申告が始まります。税務署での相談や提出の際の移動や待ち時間もなく、すき間時間を利用して申告書が作成できるスマートフォンからの確定申告がおすすめです。法人会会員企業の従業員やご家族の方にも是非ご周知をお願いします。

会長 DX普及のための周知活動は、まだまだ継続する必要がありますが、税務関係団体だけでなく、地方自治体や金融機関などと協力できる体制ができたことは大変頼もしく、普及が進むことに大きな期待を持っています。

司会 今年は、インボイス制度が始まりますが、これについては如何ですか。

署長 インボイス制度とは、「適格請求書（インボイス）により、売手と買手との消費税率と消費税額の認識を一致させる」制度です。インボイス制度の周知広報について、法人会は会員向け研修などで制度を知る場を積極的に設けていただき感謝しています。この制度は今年10月1日から開始されます。登録申請はお早めをお願いするとともに、申請手続きには審査から登録までの期間が短い「e-Taxによる申請」をお願いします。

会長 昨年は税務署の皆さんにもご協力をいただき、当会独自の「インボイス制度説明会」も開催できました。本年も電帳法なども含め会員や一般に向けて広く周知・広報活動を行ってまいりたいと思います。

司会 それでは、税務署から法人会に対する要望があればお願いします。

署長 法人会は、「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」ことを理念に掲げています。法人会の理念が実現できれば、国税庁の目指す「適正公平な課税の実現」につながるものと考えています。そのためには、法人会の活動が活発になることが最も重要であり、1社でも多くの会員を増やしていただき、今まで以上に会の活性化を図っていただきたいと思っています。新しい生活様式に変わり、私たちが法人会のご要望にお応えしやすい環境に戻りつつありますので、会員のニーズを踏まえた提案を積極的にお願ひできればと思います。

また、租税教育活動では、今までの取組みを継続し更に発展させるため、法人会の組織力を最大限活かしていただくとともに、他の税務関係民間団体と協働しつつ中心的な役割を担っていただけるようお願いします。

司会 法人会から税務署に対する要望等があればお願いします。

会長 まずは、今年インボイス制度が始まるにあたり混乱を招くことのないよう、周知活動を

継続していただき、申請手続きの詳しい案内もお示ししたいと思っております。また、開始後も納税事務が確実に行われるようにフォローしていただけることを希望いたします。

また、法人会では以前から事業承継税制について改正を求めてまいりました。中小企業が存続するためには、事業承継をすることで体力が弱ってはなりませんし、安心して事業継続ができて事業拡大ができるようになれば、必ず税収も増加するはずで、抜本的な事業承継税制創設に向け、税務署の皆さんにはぜひ納税者の声を届けていただき、納得のいく税制としていただくよう望んでいます。

今のような変革の時代では、事業者の皆さんは自らがどのように対応していくべきかを早く具体的に知りたいのだと思います。税務署の皆さんには法人会とのパイプをより太くしていただき、これからも納税者のための「開かれた税務署」になっていただきたいと思っております。

法人会としては、感染症対策に十分配慮したうえで、会合や研修会、懇親会などでの交流機会を増やしていきますので、ぜひこれからもご参加いただきたいと思っております。

司会 それでは、最後にご両名の今年の抱負について教えてください。

署長 今年は10月にインボイス制度が実施されるほか、令和6年1月1日からは電子帳簿保存法が本格的に開始されるなど、法人企業の皆様に影響の大きな制度が始まる年です。少しでも制度に対する不安を払拭できるよう、税務署も周知広報活動に取り組んでいきますので、法人会でもこれらの研修会を開催する際には遠慮なく講師派遣の要請をお願いします。

また、徐々にはありますが法人会会員の皆様と交流する機会が増え、私も非常に嬉しく感じております。新しい生活様式の中、ルールを守りつつも更なる交流を行い、徳山周南法人会と徳山税務署の過去から築き上げた絆を更に深めたいと思っております。



アイデアマンである平岡会長に負けじと私もアイデアを出し、法人会活動に少しでもお力添えできればと思います。法人会の更なる活性化のため、法人会のニーズにはうさぎのように耳を長〜くして広く情報収集するほか、法人会が開催するイベントにはぴよんぴよんと跳ね回って気軽に参加させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

最後に、うさぎ年ということで徳山周南法人会と平岡会長をはじめ会員の皆様方の飛躍の年となりますことを心から祈念しています。

会長 法人会を存在感ある組織にするには、どうしても会員数の拡大が必要です。法人会の活動を広く周知するには、税務署や税務関係団体等との協力の機会も増やしたいと思っておりますし、地元選出国會議員との意見交換実現にも努力したいと思っております。

また、今年は法人会の役員改選の年でもあるので、女性や若手経営者の役員も増やして活性化を図りたいと考えています。

本年も全会員一丸となって事業の発展と地域の活性化に寄与して参りたいと思っておりますので、お力添えをよろしくお願いいたします。

司会 本日は年始のお忙しい中、署長、会長にはお時間をいただき感謝申し上げます。

ありがとうございました。



写真で見る

社会貢献事業

愛の献血

日 時：令和4年4月20日(水) 9:30~16:00 / 令和4年10月21日(金) 9:30~16:00
場 所：徳山税務署 主 管：青年部会



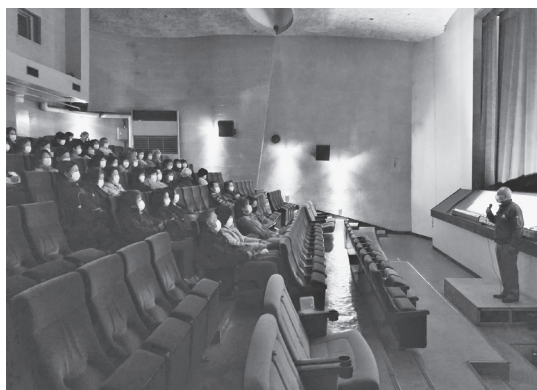
平岡会長も率先して献血



青年部の皆さんにもご協力いただきました

公開映画上映会

日 時：令和4年11月25日(金) 場 所：テアトル徳山 I 主 管：広報委員会



72名の方にご来場いただきました
たくさんのタオルをありがとうございました



福祉施設にタオル寄贈

日 時：令和4年12月16日(金)
贈呈先：老人保健施設 ひまわり苑



広報委員の皆さんお疲れ様でした



河村広報委員長より西田事務長へ
上映会で集まったタオル100枚を寄贈

写真で見る

社会貢献事業・経営支援事業

公開講演会

徳山周南法人会 特別公開講演会

日本経済の行方 ～地方経済はどうなるのか～

変化の激しい時代の中で、企業経営は柔軟かつスピーディな対応を余儀なくされています。元内閣官房参与の藤井聡氏に日本経済の今後の展望を地方の経済に焦点を当ててお話し頂きます。



講師

京都大学大学院 工学研究科 教授

藤井 聡 (ふじい さとし) 氏

1968年奈良県生まれ。工学博士。京都大学卒業後、同大学助教授、東京工業大学教授等を歴任し、京都大学大学院工学研究科(都市社会工学専攻)教授、京都大学レジリエンス研究ユニット長。第二次安倍政権では内閣官房参与(防災・減災ニューディール政策担当)も務める。専門は、都市・国土計画、経済政策等の公共政策論および実践的人文社会科学的研究。数多くの論文を発表し、受賞歴多数。

【藤井 聡氏 講演会】

定時総会特別公開講演会を開催しました。

会員89名、一般17名 計106名が聴講されました。

コロナ不況、デフレ不況の実態と対策をわかりやすく解説され、また緊縮財政から積極財政への転換の必要性を、ユーモアを交えながら講演されました。

日時 令和4年6月7日(火) 15:00

会場 ホテルサンルート徳山 山口県周南市築港町8-3

定員 150名(定員になり次第、締切させていただきます) 受講料

主催 公益社団法人 徳山周南法人会 (TEL: 0834-31-6150)

中小企業経営大学講座 新春公開講演会

ウクライナ危機： その背景と国際的影響

日時 令和5年1月30日(月)
15:00 ~ 16:30

会場 ホテルサンルート徳山
(周南市築港町8-33)

定員 100名
(定員になり次第締切させていただきます)

受講料 無料



講師

慶應義塾大学総合政策学部 教授

ひろせ ようこ
廣瀬 陽子氏

慶應義塾大学総合政策学部卒業。東京大学大学院法学政治学研究所修士課程修了・同博士課程単位取得退学。政策・メディア博士(慶應義塾大学)。2016年より現職。国家安全保障局顧問(2018-20)など、政府の委員等も数多く歴任。専門は国際政治、旧ソ連地域研究。著書に、『コーカサス 国際関係の十字路』(2008年、集英社新書)でアジア・太平洋賞特別賞受賞、『ハイブリッド戦争』(2021年、講談社新書)、『未承認国家と覇権なき世界』(2014年、NHKブックス)など多数

主催 公益社団法人 徳山周南法人会 ☎ 0834-31-6150

※ 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、講演会を中止とさせていただきます。ご連絡先は必ずご記入ください。 法人会HP



租税教育活動

第11回税に関する絵はがきコンクール

【優秀作品選考会】

日 時：令和4年10月15日(金) 場 所：シビック交流センター 交流室1
選考委員長（洋画家：松本紀是氏）、選考委員（徳山税務署長ほか10名）、女性部会7名



【租税作品合同表彰式】

日 時：令和4年12月10日(土) 場 所：周南市役所 多目的室
周南地区租税教育推進協議会の主催により、小学生の絵はがきコンクール、中高生の作文・書写での優秀作品の合同表彰式が開催されました。

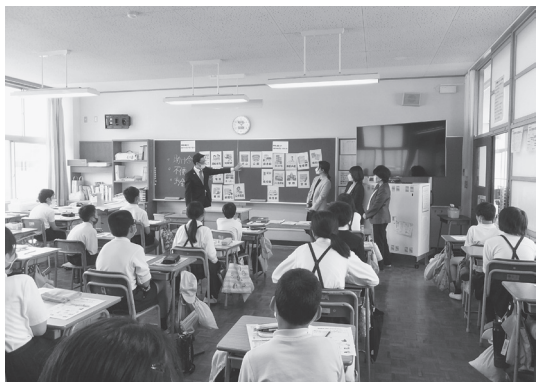


写真で見る

租税教育活動

租 税 教 室

青年部会・女性部会により、以下の小学校12クラスの他、榑浜小学校、住吉中学校で開催。



5/19(木) 秋月小学校



5/20(金) 鹿野小学校



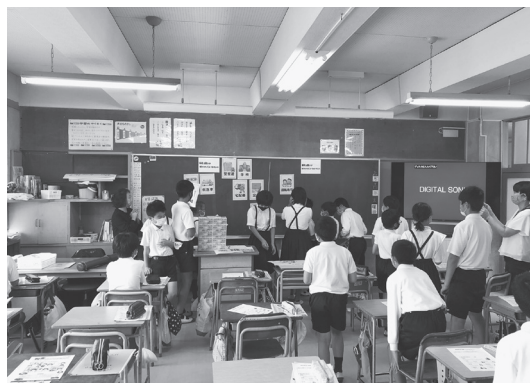
5/23(月) 菊川小学校



6/8(水) 須磨小学校



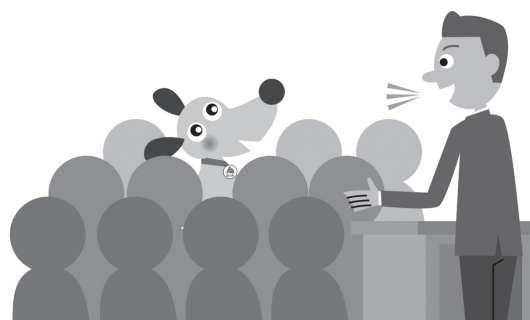
6/9(木) 下松小学校



6/14(火) 戸田小学校



12/20(火) 住吉中学校



写真で見る

租税教育活動

第11回「税金クイズ大会」

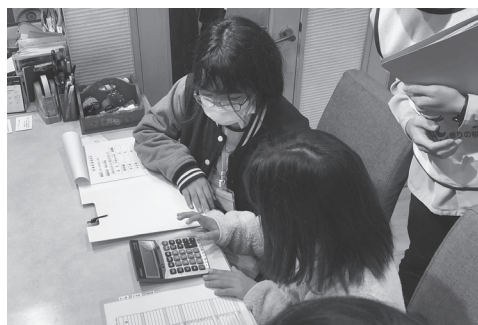
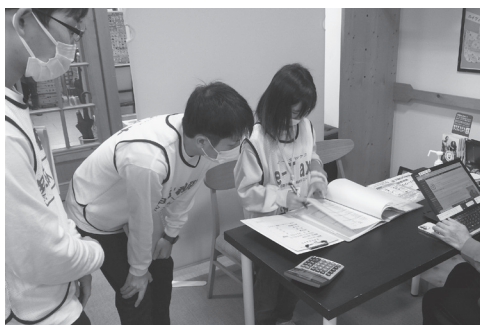
11月12日(土)に、下松タウンセンターにて開催されました。税に関するクイズに楽しく回答いただくことで、税に関心を持っていただきました。女性部会の皆さんをはじめ、徳山税務署や中国税理士会徳山支部の皆さんにもご協力をいただき盛況に終えることが出来ました。



第12回「こどもっちゃ!商店街」

11月23日勤労感謝の日に、徳山商店街一帯で子どもたちが職業体験をするイベント、第12回「こどもっちゃ!商店街」が開催され、300名の児童が参加しました。

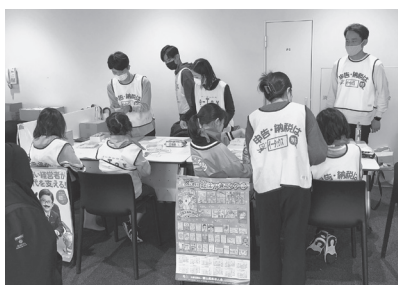
法人会では、小学生を対象とした税務署の職業体験を通じて税の役割を知ってもらいました。



「税務調査に参りました。帳簿を拝見します。」



青年部会・女性部会の皆さんお疲れ様でした



徳山税務署の職員の方々にもご協力いただきました

税の啓発新聞広告

めざします。企業の繁栄と社会への貢献
岡南市・下松市の協賛の法人会です。

公益社団法人 徳山周南法人会
 会長 平岡 英雄

岡南市月丘町3丁目5番地(第二岡寺ビル401号)
 TEL 0834(31)6150 FAX 0834(31)6195

11/12	税金クイズ大会	参加無料
10:00~15:30	会場:下松タウンセンター 中央広場 【たまつ庵工まつり2022】会場	同時開催 税の無料相談会
11/16	税の公開講演会 「税を考える週間 記念講演会」	入場無料
15:50~16:50	講師:徳山税務署 署長 小坂 和男氏 会場:ホテルサンルート徳山	
11/25	18:00開場 18:30上映 会場:テアトル徳山 I	公開映画上映会 入場無料 上映作品「キネマの神様」 <small>©2021年までの権利者所有</small>

写真で見る

研修相談事業

インボイス説明会

日時：令和4年9月28日(水) 16:00～18:00
場所：シビック交流センター 交流室1
講師：徳山税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 大野 昌彦 氏

法人会会員のうち広島国税局所管法人の皆様に向けて、「調査課部会インボイス説明会」を開催しました。当日は、35名の皆さんがご聴講されました。

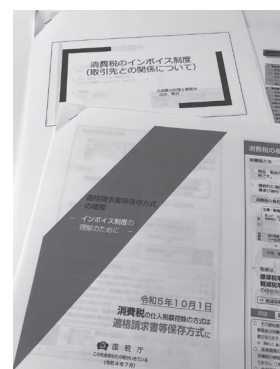
- ・インボイス制度の概要とタイムスケジュール
- ・インボイス制度への対応、検討すべき内容
- ・質疑応答



日時：令和4年10月7日(金) 14:00～16:00
場所：シビック交流センター 交流室1
講師：中国税理士会徳山支部 副支部長 税理士 合田 賢治 氏

会員の皆様に向けて、「インボイス説明会（対策編）」を開催しました。当日は、29名の皆さんがご聴講されました。

- ・取引先との交渉についての事例研修
- ・免税事業者の対応
- ・社内経理事務への対応
- ・質疑応答



税を考える週間行事(11/11~11/17)

税の講演会

開催日：令和4年11月16日(水)

場 所：ホテルサンルート徳山

演 題：『税務行政の将来像と査察の概要・調査』

講 師：徳山税務署 署長 小松和男氏



役員・会員及び関係税務団体等55名が聴講しました。

令和4年度第2回理事会終了後、「税を考える週間」の行事として、徳山税務署署長による「税の講演会」を開催しました。講演会には、徳山周南法人会の役員・会員の他、周南地区納税貯蓄組合連合会、中国税理士会徳山支部の役員の皆様にもご出席をいただきました。

「税務行政の将来像と査察の概要・調査」講演の概要

- 国税庁の使命と任務
納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する
- 税務行政の将来像
スマート化を目指して～スマート税務行政の実現に向けて
納税者の利便性の向上、課税・徴収の効率化・高度化
課税・徴収の効率化・高度化のイメージ
- 税務行政の運営の考え方
ハロルド・モスのスローガン「正直者には尊敬の的、悪徳者には畏怖の的」
- 調査において重点的に取り組んでいる事項
適正・公平な税務行政の推進
富裕層に対する適正課税の取組
- 無申告事案への対応
- シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保に向けた取組みの概要
デジタルコンテンツ、ネット通販、暗号資産、ネット広告、シェアリングビジネス・サービス等の適正申告のための環境作り
- 情報照会手続の整備
事業者等への協力要請・報告の法令整備
- 査察調査
査察制度について

税を考える週間行事(11/11~11/17)

令和4年度納税表彰

令和4年度納税表彰式が、令和4年11月15日(火)、徳山税務署にて開催されました。

多年にわたり法人会の役員として租税教育や税務広報の推進に携わり、申告納税制度の普及発展および税知識の普及に努め、納税道義の高揚に顕著な功績を挙げられた方々が表彰されました。



【徳山税務署長表彰】



理事
関西化研工業 取締役会長 重永つゆ子 氏

【徳山税務署長感謝状】



代表理事 会長
株式会社西京銀行 代表取締役会長 平岡英雄 氏



監事
近藤商事株式会社 代表取締役会長 近藤照雄 氏



青年部会 部会長
興陽自工株式会社 代表取締役 玉井章文 氏



青年部会 副部会長
アオイ不動産株式会社 取締役社長 松尾泰治 氏



女性部会 部会長
株式会社BESTライフ 松崎典子 氏

「令和5年度税制改正に関する提言」

毎年法人会では、全国440単位会が、それぞれ地元選出の国会議員や地方公共団体に対し提言活動を行っています。

税のオピニオンリーダーを目指す法人会は、大局的な見地からわが国の社会経済の活力の維持・発展を図るために、税制、財政の抜本的な改革の必要性を絶えず訴え続けています。財政健全化、社会保障制度、行政改革への対応とともに、経済活性化と中小企業対策としての「税・財政改革のあり方」「中小企業が事業継続するための税制措置」等を中心とする「令和5年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めています。皆さま方のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

【令和5年度 税制改正スローガン】

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- 厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

新型コロナウイルス感染症により甚大な打撃を受けたわが国経済は、最悪期を脱し、「ウィズコロナ」期に入ったと言われている。しかしながら、急激な物価上昇に見舞われ、先行きの不確実性が急速に増している。

国家的課題である財政健全化は困難を極めている。国債で賄った莫大なコロナ対策費の償還財源について、返済計画を着々と進める欧米諸国がある一方、わが国はこの問題を封印してきた。さらに、先進国で最速スピードの少子高齢化に加え、人口減少という深刻な構造問題も抱えている。将来世代に負担を先送りせず、現世代で解決するよう具体的な方策を早急に策定することが重要である。

地域経済と雇用の担い手である中小企業はわが国経済の礎である。長期にわたるコロナ禍の影響が依然として残っている上、エネルギーや原材料価格の高騰が重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。健全な経営に取り組んでいる企業が十分に能力を発揮し、その土台が揺らがないよう税財政や金融面での実効性ある対策が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制の抜本的改革」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

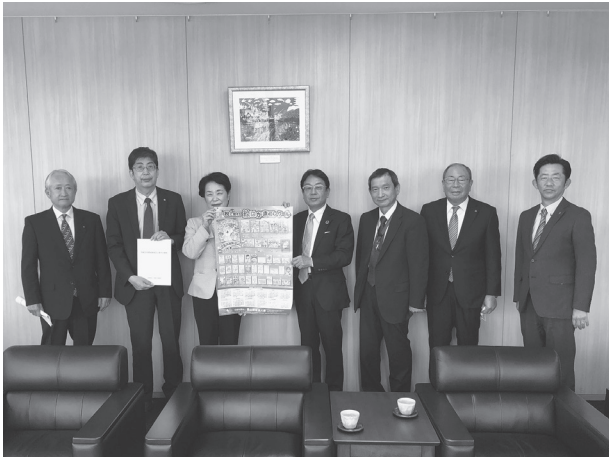
令和4年10月13日
全国法人会総連合 全国大会

■徳山周南法人会では、地方自治体・地元選出国會議員に対して提言活動を行いました。

令和4年11月15日 周南市長・高村正大衆議院議員
 22日 周南市議会議長
 25日 下松市長・下松市議会議長

訪問者：会長 平岡英雄
 副会長 中山統夫・中山宣夫・藤井秀尚
 税制委員長 岡寺信政

○地方自治体に対する提言活動



周南市役所市長室にて、藤井市長に提言

○地方自治体に対する提言活動



下松市役所市長室にて、国井市長、金藤議長に提言

○地方自治体に対する提言活動



周南市議会議長室にて、土屋議長、福田副議長に提言

○国會議員に対する提言活動



高村正大衆議院議員事務所にて、松田秘書に提言



- ① 雷光 (左上)
- ② 鳴神上人の目線 (左上)
- ③ 鳴神上人のフコの隠 (左上)
- ④ 紙垂 (左中)
- ⑤ 鳴神上人の「炎柄」(中央)
- ⑥ 雲の絶間矩の袖の「雲の柄」(右中)
- ⑦ 笹 (左下)

間違い探し『鳴神』の答え

令和5年度税制改正に関する提言(要約)

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- ・コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。
- ・すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中に入った時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

1. 財政健全化に向けて

- ・これまでも財政を左右すると指摘されてきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。本来なら、それまでに少なくともP/B黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。
- (1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻つつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがパラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。
- ・社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備す

などの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず魄より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

- ・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それはマイナンバーカードの低い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- ・我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このため、業種によっては依然として苦境から脱出できないでいる企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないように十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- ・中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置につい

ては、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税への対応

・消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。

(2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者には混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(3) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(4) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コ

ストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

III. 地方のあり方

・一般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。医療制度の抜本改革の必要性については前述したが、現行制度下でも病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体のリーダーシップで解決できる問題は少なくない。要は行政と医療機関のやる気なのである。

・地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。

(2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

・また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題に対する税制上の対応

・欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われるべきである。

3. 租税教育の充実

行動する法人会



— 令和5年度税制改正に関する提言 —

全法連では、令和5年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自由民主党

予算・税制等に関する政策懇談会（税務・中小企業関係）
11月1日

財政・金融・証券関係団体委員長

中山 展宏 氏 他



公明党

税制改正要望等に関するヒアリング
11月7日

財政・金融部会長 上田 勇 氏 他



立憲民主党

税制改正要望ヒアリング
10月19日

財務金融部門長 階 猛 氏 他



国民民主党

税制改正要望ヒアリング
11月7日

税制調査会長 大塚 耕平 氏 他



日本維新の会

11月16日

財政金融部会長 住吉 寛紀 氏 他



自由民主党

11月18日

税制調査会長 宮沢 洋一氏



左から野坂筆頭副会長、宮沢税制調査会長、田中専務理事

財務省

11月1日

財務副大臣 井上 貴博氏



左から田中税制副委員長、井上副大臣、飯野税制委員長、田中専務理事

国税庁

表敬訪問 12月7日

長官 阪田 渉氏
次長 星屋 和彦氏
課税部長 堀内 斉氏

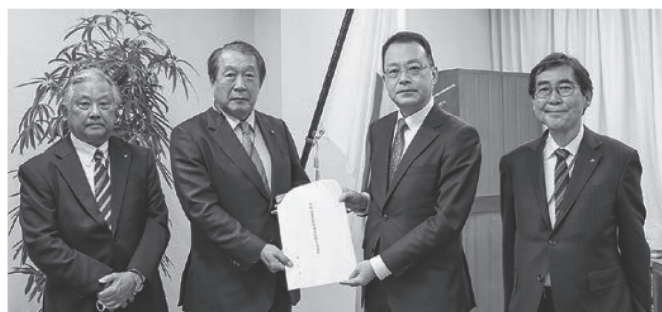


右手前から堀内課税部長、阪田国税庁長官、星屋次長
左手前から飯野税制委員長、小林会長、田中専務理事

中小企業庁

10月27日

長官 角野 然生氏



左から田中税制副委員長、飯野税制委員長、角野中小企業庁長官、田中専務理事

総務省

10月27日

自治税務局長 川窪 俊広氏



右側 川窪自治税務局長
左奥から飯野税制委員長、田中専務理事、田中税制副委員長

入会者のご紹介（法人賛助会員含む）

（令和4.1.1～令和4.12.31）

No.	事業所名	代表者	入会日	支部名	紹介者
1	(有)イソムラ	磯村和人	04.01.04	下松	AIG損害保険
2	(有)サワタ工業所	村本京子	04.01.07	新南陽	西京銀行
3	創建(株)	国沢友和	04.01.07	新南陽	西京銀行
4	(有)ナカムラ建設	中村隆	04.01.07	新南陽	西京銀行
5	(株)フクダ工業	福田友彦	04.01.07	新南陽	西京銀行
6	マルタ産業(株)	碓修治	04.01.07	新南陽	西京銀行
7	諸岡工業(株)	諸岡亮	04.01.07	新南陽	西京銀行
8	魚福(同)	善本隆	04.01.13	徳山東	西京銀行
9	(株)カミケン	上田隆志	04.01.13	徳山東	西京銀行
10	スカイホップブルーイング(株)	平川洋行	04.01.13	徳山東	西京銀行
11	(株)REVEL	山下章広	04.01.13	徳山東	西京銀行
12	(有)アイフードサービス	石井桂	04.01.14	下松	西京銀行
13	ローソン下松河内店(有)エーアンドピー	高岡光江	04.01.14	下松	西京銀行
14	(株)晃成	浅田晃行	04.01.14	下松	西京銀行
15	(同)Sai	齊藤信道	04.01.14	下松	西京銀行
16	(有)ディー・クルー	安友英寿	04.01.14	下松	西京銀行
17	東山口自動車販売(株)	三名木啓吾	04.01.14	下松	西京銀行
18	アートフード(株)	今津由嗣	04.01.17	下松	西京銀行
19	(有)ゼオ	恩田優子	04.01.17	下松	西京銀行
20	(株)平岡興業	平岡徳仙	04.01.17	下松	西京銀行
21	(有)フジスエ	大山夏彦	04.01.17	下松	西京銀行
22	熊谷海事工業(株)	熊谷剛全	04.01.19	徳山西	西京銀行
23	(株)弘喜工商	藤井則和	04.01.19	徳山東	西京銀行
24	(株)田中土木工業	田中実男	04.01.19	徳山西	西京銀行
25	総合インテリア(株)	藤井大介	04.01.24	徳山東	西京銀行
26	(株)アクティブ周南	磯崎久志	04.01.25	都濃	西京銀行
27	(有)岩本	岩本初枝	04.01.27	徳山東	西京銀行
28	インテリア飛驒(有)	前田清一	04.01.27	徳山東	西京銀行
29	(有)河本	河本光正	04.01.27	徳山東	西京銀行
30	社会保険労務士法人維新	丸山智大	04.01.27	徳山東	西京銀行
31	(有)周南共同	福田忠治	04.01.27	熊毛	西京銀行
32	ナカミチ(有)	藤井賢一	04.01.27	徳山西	西京銀行
33	(株)ニーズ産業	谷岡康浩	04.01.27	徳山東	西京銀行
34	(株)森本技工	森本隆文	04.01.27	徳山東	西京銀行
35	(株)S. T. Lab	西恵太	04.02.22	徳山東	西京銀行
36	(株)KYエンジニアリング	山本一秀	04.02.22	徳山西	中川宣夫
37	(株)敦煌	村岡秀治	04.03.25	徳山西	西京銀行
38	(有)トシナカ	中村年美	04.03.25	下松	大同生命保険
39	(株)清水電業社	佐田正樹	04.04.01	下松	AIG損害保険
40	(株)アイル	渡邊博之	04.05.17	下松	AIG損害保険

No.	事業所名	代表者	入会日	支部名	紹介者
41	(有)笠井工業	笠井 幾夫	04.05.19	熊毛	大同生命保険
42	(有)三吉工業	三吉 敏明	04.05.26	下松	AIG損害保険
43	(株)COLe	福田 誠人	04.05.27	徳山西	AIG損害保険
44	(株)深海工業	深海 翔太	04.06.13	新南陽	原田 亮平
45	(株)古賀工務店	道源 敏彦	04.06.30	徳山東	大同生命保険
46	西日本電業(株)	岩本 英樹	04.07.13	徳山西	大同生命保険
47	米田工業(株)	米田 信真	04.07.14	新南陽	大同生命保険
48	(株)ASAP	浅本 隆広	04.07.20	徳山西	益田 進
49	(株)総建工業	松野 総	04.07.26	新南陽	大同生命保険
50	クリーンソリューション(株)	宮本 陽平	04.07.28	徳山東	AIG損害保険
51	周防興産(株)	三浦 道子	04.08.04	徳山西	AIG損害保険
52	(有)フローレ	廣津 実雄	04.10.06	徳山西	大同生命保険
53	(株)伊賀崎工務店	中村 悟	04.11.01	都濃	AIG損害保険
54	(株)七式	中村 誠一郎	04.11.02	下松	大同生命保険
55	日東建設工業(株)	関 博	04.11.29	下松	AIG損害保険
56	スタンド製麺(有)	内山 尚亮	04.11.29	徳山東	藤井 彰
57	(株)フタミサプライ	玉野 敏彦	04.11.30	徳山西	事務局
58	山口ビジネススキルアップ(協)	河野 正幸	04.12.09	徳山西	藤井 彰
59	(有)芳山園	田村 和一	04.12.13	徳山西	藤井 彰
60	(医)成幸会	中島 洋二	04.12.14	下松	平岡 英雄
61	(有)神光	長野 正治	04.12.23	徳山西	田中 泰史



7つの間違い探し

※右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。
見つけられますか？



令和4年分の所得税等の確定申告書の作成・提出はご自宅で!!

確定申告



確定申告書の作成・送信は国税庁ホームページから!

確定申告書等作成コーナーなら自宅でいつでも申告♪

画面の案内に沿って
入力すれば税額まで
自動計算

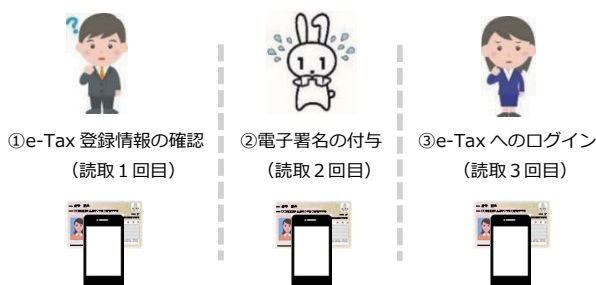
マイナポータル連携や
過去の申告データを利用
して**自動入力**

マイナンバーカードと
スマホで
自宅から e-Tax!

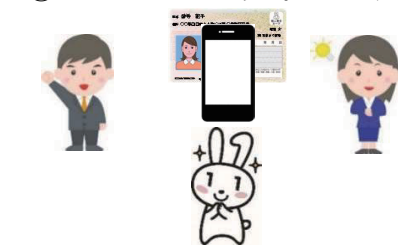


令和4年分（令和5年1月以降）からはさらに便利に!

マイナンバーカードの読み取り回数が1回に! ※

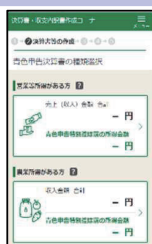


①e-Tax へのログインのみ!



※過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です

青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に! パソコンの画面もリニューアル!



スマホ画面



パソコン画面

e-Tax による送信方法には次の2つの方法があります

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは次の2つ!

- ① マイナンバーカード
- ② ICカードリーダライタ 又は
マイナンバーカード読取対応のスマホ



ID とパスワードで送信



ID・PW
が目印

「ID・パスワード方式の届出完了通知」は税務署で発行しています
・発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。
・平成30年1月以降、税務署や確定申告会場にお越しになられた方は、「ID・パスワード方式の届出完了通知」が申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。
※ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。また、メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

簡単・便利！

各手続き等に関する詳細については、最寄りの税務署にお尋ねください。



国税のキャッシュレス納付のご案内

金融機関や税務署の窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利！

ダイレクト納付

e-Tax から簡単な方法で口座引落としにより納付

こんな方におススメ

e-Tax で申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続きをされている方

納付方法

パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落としにより納付する方法

事前手続

e-Tax 利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要

振替納税

毎年の確定申告等に係る国税を口座引落としにより納付

こんな方におススメ

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

納付方法

預貯金口座からの自動引落としにより納付する方法

事前手続

初回のみ振替依頼書の提出が必要

※e-Tax による提出が可能

インターネットバンキング等

納付方法

インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法

事前手続

インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax 利用開始届出書の提出が必要

利用可能な金融機関については、「ペイジー (<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。

クレジットカード納付

納付方法

「国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzei.noufu.jp>) からお手持ちのクレジットカードを」利用して納付する方法
※納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は国の収入になるものではありません。）。

令和4年12月1日から
スマホアプリ納付が利用可能に！！
PayPay、d払い、au PAY、
LINE Pay、メルペイ、amazon pay

納付以外の手続きも事務所から！



電子納税証明書（PDF）

がとても便利！

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って請求から受取まで簡単な操作でできます。

- 税務署に出向くことなく請求から受取が可能
- PDFだから何度でも使えて、
何枚でも印刷可能

インターネットバンキング等により手数料納付
※手数料は、1税目×1年度 1枚当たり 370円

紙で申告した方も

所得税申告書等をPDFで

紙で申告した方も e-Tax で所得税申告書等のPDFファイルを取得できます！

- パソコンやスマートフォンで
申請から取得まで
- PDFファイルで取得し、
ダウンロード・印刷
- 手数料はかかりません！

※利用するためにはマイナンバーカードが必要

徳山税務署では、ダイレクト納付や電子による納税証明書の申請等の操作手順等について、ご要望に応じて職員が事業所等に伺い操作方法のサポートを行なっています。お気軽にお問い合わせください。（※徳山税務署管内の企業等を対象に実施しております。）

【お問い合わせ先】 徳山税務署 0834-51-1115 管理運営部門

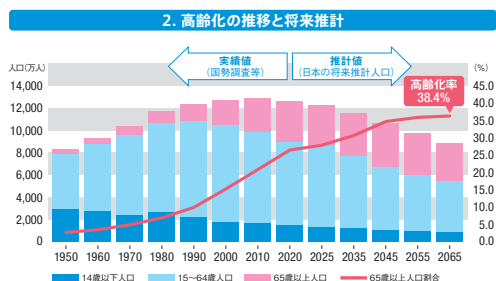
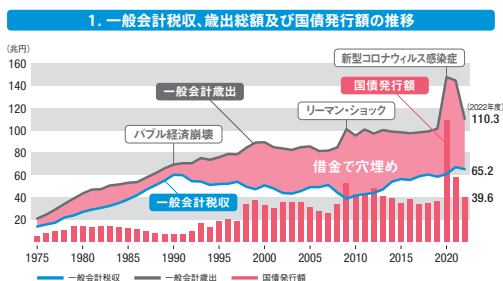
少子高齢化、人口減少 1,000兆円の国債。

将来世代に先送りせず、財政の健全化を!

中小企業を中心として全国約75万社の会員企業で構成される「経営者の団体」「公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月22日開催の理事会において「令和5年度税制改正に関する提言」を決議しました。コロナ禍は最悪期を脱し、我が国も「ウイズコロナ」と呼ばれる共生の段階に入ったとされます。しかし、業種によってはその後遺症で破綻に追い込まれる企業も多くあります。特に地域経済と雇用を担っている中小企業は経営基盤が弱いことから、我が国経済の土台が揺らがないよう税財政や金融面から実効性ある対策を求めています。また、我が国財政は先進国の中で突出して悪化していたところに100兆円近くともいわれる莫大なコロナ対策費が加わり、国債発行残高はついに1,000兆円の大台を突破しました。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務です。その他、持続可能な社会保障制度の構築、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進等も求めています。今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体等に対して提言活動を行って参ります。



公益財団法人 全国法人会総連合
会長 小林 栄三
伊藤忠商事(株)名誉理事



令和5年度税制改正に関する提言(概要)

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行する。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡な「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。また、社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。

3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府「議会が「まず随より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要であり、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行する。

4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。

- 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ。
- 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化、等

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

- 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
- 取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび徴収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応する

が適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当面の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。
- インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。等

III 地方のあり方

一般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。コロナ禍はまた、東京一極集中のリスクも浮き彫りにし、テレワークの拡大等により地方への転出が増加する傾向も見られた。しかし、その規模は極めて小さく地方活性化の原動力にはなり得ない。やはり、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

※ 提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。